

令和5年第4回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和5年4月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 (欠員)	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	<del>13番 木下 豊</del>	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

13番 木下 豊

○ 事務局職員出席者

事務局長	市村 義美
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第21号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第22号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 14 番 (上田)

議事録署名人 15 番 (倉田)

開 会 令和5年4月25日 午後3時30分

局 長 (市村 義美君)

皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

天候の悪い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年第4回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきたいと思っております。

初めに氣賀澤会長さん、御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

新年度になりまして第1回目の農業委員会になります。

足元の悪い中、また、ちょっと今日は寒い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

後ほどまた自己紹介があると思っておりますけれども、今日から局長が市村局長に替わりまして、それから事務のほうは高坂さんが異動ということで始まります。また農業委員会を進めていくことになります。

市村局長につきましては、実は、去年ですかね、駒ヶ根市の第5次総合計画の基本構想審議会のときの進行係の課長さんとして、私は審議会の委員としてやっております、そこでは立場が変わりまして言いたいことを言っております、非常に困らせてまして(笑声)、先ほど農業委員会へ異動で来るのは嫌だったでしょうと言ったら、いやいやいやと社交辞令をいただきましたけれども、仲よくやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また今日も議事がありますけれども、慎重審議のほうをよろしくをお願いいたします。

以上です。

局 長 (市村 義美君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読ということで、10番の春日知也委員、よろしくお願いいたします。

10番 (春日 知也君)

春日です。よろしくお願いいたします。

先ほど山本次長より今日のスピーチ用の資料を配っていただきましたので、そちらを見ながらお聞きいただければと思います。

実は、昨日、赤羽委員から今度のスピーチは君だよと連絡が参りまして、慌てて、しかも、期待しているよというようなことで、すごくハードルを上げるようなコメントがございまして、ああ困ったなあと思っていて、自分が何を語れるかなあと思ったときに、個人的にやっていることから言うと、例えば農福

連携がありますし、まちなかのカフェなどのような 6 次産業の話もありますし、やはり都会から来た若者が 2 人働いている形ですとか、スマート農業ですとか、色いろいろあわせて、ああ、でも何がいいかなあと困ったので、今どきの人工知能——AI、チャットGPTに駒ヶ根市農業委員会月例総会のスピーチも文面を聞いてみましたら今お手元にあるような文面が返ってまいりました。

この 3 つにまとめているところがなかなかいいんですけども、一番最初の市場競争力の低下、価格の低下と書いてあるあたりは、ちょっと内容的にはまいちなあとというか、残念でした。

それで、2 つ目は地域の高齢化による人手不足を挙げている、これはなかなかいいヒントだなあとと思って、これはいいかなと思っています。

それで、3 つ目は、市民とのコミュニケーション不足が農業委員会の課題だから、もっとしっかりやりましょうということが挙げられていまして、これはなかなかグッドポイントなんですけれども、ありとあらゆる公的な組織に当てはまる汎用性の高い回答が書かれているなあとということで、よしあし、よいところもあり悪いところもありというような文例が返ってきたなあとお思います。

それで、裏も見ていただきますと、これは課題を重視するというところで今の文例が出てきたので、それじゃあ駒ヶ根市農業の課題は何ですかと聞きましたら、チャットGPTはそういう場合は必ず 5 つぐらい挙げてくれるんですけども、1 番はやっぱり市場競争力の低下と書いてあって、これは残念ながらちょっと外れですね。

2 番が高齢化による人手不足、これはオーケーですと。

それで、3 番は自然災害の影響を受けるということで、この文章には駒ヶ根市は自然豊かな地域であり自然災害による影響も大きいですみたいなことを書いてあって、これは外れということだと思います。

4 番目の「農業技術の低下」、これは、常にこういう問題はあることなので、これはちょっと汎用性の高い回答だなあと感じがしています。

5 つ目は環境問題なんですけれども、農業による環境汚染とか水質汚濁と書かれているので、やっぱりこれはちょっと駒ヶ根市の場合には外れだなあっていうことです。

今話題のチャットGPTなんですけれども、この返ってくる回答については玉石混交で、しかもどこからこういうことを書いてきたかという根拠がないという回答で、しかもそれは中身が大うそだったりするわけで、まだまだ信頼に足る技術ではないなあと、使い方は要注意ということが今回は勉強になりました。

私たちがなぜそう言えるかっていうと、やっぱり現場へ出て行って実際の農地を見ていたり農業者の方とお話をしたりしているからこそ、ちょっとこの回答がおかしいねと気づくわけで、あと2か月間、しっかりと現場へ出ながら務めさせていただきたいなと思った次第です。

どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （市村 義美君）

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、先ほど会長さんのほうからも御紹介いただきましたように異動した職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。

〔新任職員前方へ移動〕

局 長 （市村 義美君）

改めまして、こんにちは。

先ほど御紹介に預かりました、私は農林課長兼農業委員会事務局長を務めさせていただきます市村義美と申します。

農林課のほうは過去に2回在籍しておりました。市役所へ入って一番最初の配属先が農林課でございました。その頃からお世話になっている方々も多くおられまして、大変心強く思っております。その後、今から十七、八年前ぐらいにも一度在籍させていただいたということで、今回で3回目ということになります。

先ほど農業委員会憲章朗読前のお話の中にもありましたけど、農業の関係の課題というものは、全国共通のものと、それと駒ヶ根市独自のものに分けられますけれど、両方とも推進していかなければならないということを感じておりますので、皆様と協力いたしまして一步でも前へ進められれば良いなと、そんなふうに思っております。

うちは東伊那の火山というところにあります。農家でございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

主 査 （高坂 貴和君）

4月から小林の後任ということで農林課のほうに異動になりました高坂貴和と申します。

前職は都市計画課にいたんですけれども、農林課のほうは初めてということになります。

農業については、家庭菜園を本当にちょっとやっているくらいで、農地とい

う持ち方ではないので、本当に勉強していかなきゃいけないことがたくさんあるなあと感じております。

また、先ほどもちょっと会場準備でごたごたしてしまったところを早速お手伝いしていただいまして、本当に恐縮です。拙いところも大変あると思いますが、頑張ってやっていきますので、よろしくお願いいたします。

(一同拍手)

[新任職員復席]

局長 (市村 義美君)

それでは、よろしくお願いいたします。

では、議事のほうに入りたいと思いますので、会長さん、よろしくお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは始めたいと思います。

これより令和5年4月1日付、告示第4号をもって招集した令和5年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、欠員1名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

13番 木下豊委員より欠席の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において14番上田佳子委員、15番 倉田益式委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1軒目でございますが、場所につきましては2ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXに東3筆、計649㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は自宅の老朽化に伴い新たに住宅を新築する必要が生じたため、申請地を住宅用地として転用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地となりまして、不許可の例外でございますが、集落接続で見えております。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページの右側を御覧ください。

4-2で表示した場所になります。

福岡区、                    の東2筆、計259㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は自宅の老朽化に伴い住宅の建て替えを計画したが既存の宅地内のみでは建築が困難なことから、申請地を住宅用地として転用したいというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております。農地区分につきましては3種の用途地域となります。

こちらの申請につきましては共有名義での計画を予定しておりますので、後ほど5条申請の際に申請がございまして、御承知おきください。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページの左側を御覧ください。

4-3で表示した場所になります。

町3区、                    の南1筆73㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は当地が宅地であるとの認識であったため以前に住宅を増築したが、測量したところ農地の一部であることが判明したため、改めて手続を取り、引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、工業地域となっております。農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4件目でございますが、場所につきましては3ページの右側を御覧ください。

4-4で表示した場所になります。

中沢区、                    の南1筆247㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は先代の頃より当地を住宅敷地に一部として使用していたが、相続の手続の際に農地法の手続を得ていないことが判明したため、改めて手続を取り、引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

25番 (米山 茂寿君)

1番の■■■■■さんはお父さんが■■■■■の社長だった人で、今はもう亡くなってしまっておりませんが、お父さんの実家になります。

それで、住宅を建てたいということですが、周りに■■■■■さんの畑、田んぼ等がありますので、その畦畔の管理とかをしたいということもありまして、ここに住宅を建てたいということで、特に問題はないと思います。

以上です。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら2番ですが、本日は木下委員が欠席とのことですので、事務局より木下委員の意見書を代読させていただきます。

今回の申請でございますが、既存の住宅敷地に隣接する農地であり、周囲の農地は申請人の所有であり、営農に支障はありません。

また、■■■■■につきましては進入路として転用申請を行うものであります。

よって、申請については問題ないと判断いたします。

との意見でございました。

以上になります。

3 番 (堀 敏君)

3番です。

4月5日に現地の確認をいたしました。

現地は■■■■■の最南端にある農地でございます。

地図を見ていただきますとお分かりになりますが、住宅があつて、そのすぐ南に増築をしたということで、その際には宅地であるという誤った認識をして特に転用手続を取らなかったということで、今回改めて申請をするということでございます。

それで、本人も反省しております、特に問題はないだろうというふうに思います。

以上です。

20番 (菅沼 佳彦君)

4番を説明します。

申請理由については、今、事務局のほうから説明があったとおりなんですけれども、申請地については、南に面する傾斜地、裏の北側と、それから西側が原野になります。それで、南側が宅地で、東側は本人の所有する耕地なんですけれども、そういうことで周りには特別何もありませんので、特別支障はないと思います。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第18号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書4ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計8件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの西1筆659㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅兼事務所となっております。

理由でございますが、借受人は現在都内において■■■■の事業を営んでいるが、新たに自身の住宅兼事務所を新築するため当地を使用したい、貸付人は娘夫婦である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年3月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして2番でございますが、場所につきましては6ページの右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

北割1区、■■■■の北東1筆2,207㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、車両置場。

理由でございますが、借受人は市内において■■■■を営んでいるが車両置場が不足しているため新たな車両置場として当地を使用したい、貸付人は農業経営規模を縮小したいと考えており借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成20年12月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■、■■■■ありということでございます。

続きまして3番でございますが、場所につきましては7ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

福岡区、■■■■の南2筆、計1,085㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、店舗及び駐車場用地。

理由でございますが、借受人は当地の北側において■■■■を経営しているが、既存店舗の老朽化に伴い新たな店舗及び駐車場用地として当地を使用したい、貸付人は高齢のため耕作が困難であり借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年3月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■、■■■■ありということでございます。

続きまして4番でございますが、場所につきましては7ページの右側を御覧

ください。

5-4 で表示した場所になります。

先ほど4条申請の際に説明したところでございます。

福岡区、                    の東2筆、計259㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は既存住宅の老朽化に伴い貸付人と共有名義での自宅の建て替えを計画したが、宅地内のみでは建築が困難なことから当地を住宅用地として使用したい、貸付人は借受人と共有名義にて住宅の新築を計画しているため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5番でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。

5-5 で表示した場所になります。

上穂町区、                    の西1筆2,662㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲が9区画となっております。

理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでいるが事業拡大を図るため当地を宅地分譲地として取得したい、譲渡人は周囲が宅地に囲まれた農地であることから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域及び第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして6番でございますが、場所につきましては8ページの右側を御覧ください。

5-6 で表示した場所になります。

町3区、                    の南1筆300㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが子どもの成長に伴い手狭になったことから住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は息子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、工業地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続いて5ページを御覧ください。

続きまして7番でございますが、場所につきましては9ページの左側を御覧

ください。

5-7 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED] の南東 1 筆 116.51 m<sup>2</sup>になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は子どもの成長に伴い既存住宅が手狭になったことから住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は高齢のため農業経営の規模縮小を検討しており借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 5 年 3 月 9 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管埋設、近くに [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] ありということでございます。

続きまして 8 番でございますが、場所につきましては 9 ページの右側を御覧ください。

5-8 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED] 内、[REDACTED] の西 1 筆 2,239 m<sup>2</sup>になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は当地の東側において [REDACTED] を営んでいるが、既存駐車場における工場の増設に伴い代替地及び増員分の駐車場用地を確保するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 5 年 3 月 9 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として敷地拡張で見えております。

以上 8 件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

1 7 番 (中嶋 隆君)

1 番ですけど、3 月 27 日に現地を確認いたしました。

現地の北側は住宅になっていまして、そして東側も [REDACTED] の看板が立っていて、多分宅地になる、ただ売れていないだけのところだと思います。

それなんで、申請は適当というふうに判断いたしました。

それから、引き続き 2 番ですけど、4 月 8 日に現地を確認いたしました。

現地の東側の部分っていうのはずっと耕作されていなくて草ぼうぼうのところであったというところ、それから周辺の人たちの同意も得ていますので、申請を適当と判断します。

それから、地図のこの下に「                    」っていうのがございますが、ここは緊急時の避難場所にも提供していただけるという駐車場で、そのような契約も結んでいますので、申請は適当と思います。

以上です。

主 査 (出口 大悟君)

3 番でございますが、木下委員に代わりまして事務局より報告いたします。

今回の申請地は、既存店舗に隣接して、南側及び東側に農地がありますが、南側、東側ともに営農に支障がなく、今回の申請については問題ないと判断いたします。

との御意見でございました。

以上です。

続いて4番でございますが、こちらの申請のつきましては、先ほど4条の申請の際に御説明したとおり特段支障はないとの御意見でございましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

15番 (倉田 益式君)

5 番です。

先日、中嶋委員と現地確認を行いました。

三方はもう住宅が建って住宅地になっていまして、南側が道路ということで、残された農地だったんですけれども、ここを住宅用地としても特に周りへの支障がないんで、問題ないかと思えます。

以上です。

3 番 (堀 敏君)

6 番です。

先ほど4条の許可申請の中にございました                    の一番南側にある                    さん所有の農地、ここに息子さんが住宅を建てたいという申請であります。

それで、受託地のすぐ南側は、          川っていうんでしょうか、中沢へ行く本道がありますけど、もうその谷へすぐに落ちるような場所でありまして、特に農業振興をこれからやっていけるような場所でもないと思えますので、本件は問題ないというふうに思います。

以上です。

23番 (宮澤 秀一君)

7番でございますが、4月8日に宮下委員さんと一緒に現地を確認いたしました。

図面を見ていただきますと、南側の畑地につきましても貸付人所有の畑地であるということ、さらに貸付人と借受人は親子関係でございます、特に問題ないと思います。

なお、雨水につきましても浸透ますを設けて地下浸透処理を行うという計画になっておりまして、さらに隣接農地への影響はないと判断し、問題ないというふうに思います。

以上です。

12番 (宮下 修君)

8番でございますけれども、地図を見ていただきますと分かるように、ここは大きく工業団地として造成されたということで、以前農振除外が出たときにちょっと市の工業団地の造り方にちょっと念を押したこともあるんですが、一応この黒いところのすぐ横の「駐車場」というところまではもう工業団地として認可されて売り出されたところであります。

それから、■■■■さんと■■■■さんの間は、現在はもう■■■■さんの所有地でありまして、■■■■さんが増設していくことができないということで、どうしても道路を挟んだ西側に工場を増設するので駐車場がゼロになってしまうということで、社用車また従業員の車等を置きたいということで、50台ほどの用地が必要ということなんですが、50台にしてはちょっと大きいねという話もしましたけれども、これだけの土地を確保しておきたいということでもあります。

そして、工事を請け負う■■■■さんの方も立ち会いましたが、実際には駐車場は雨水を浸透させるため舗装しません。30~40cm削土して、そこへ碎石を入れて自然浸透という形です。それで、周りは土手になるわけですが、盛土をして水が外へ出ないようにということで、碎石の部分のほうは一定の高さより低くなっておるということで、外へ水を出さないという工事になるそうです。

それから、黒いところの左側に畑が2枚ありますけど、これは売手さんの土地でありまして、今は自分のところで■■■■を植えたりとか■■■■を作ったりしているんで、土地の所有者が同じということで問題ないというふうに判断しております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。

10番 (春日 知也君)  
事務上の話なんですけど、5-2の案件は、農振除外が平成20年っていうことは、おおよそ15年くらい前だと思うんですけども、除外のときの申請理由ってというのは、やっぱり今回の案件だったんでしょうか。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
事務局、お願いします。

主査 (出口 大悟君)  
当時の農振除外の理由につきましては、事業計画者、事業内容とも今回のものとは異なりまして、当時は現在の所有者の■■■■さんが共同住宅を建てたいという計画で農振除外したんですけども、その後、■■■■さんの事情によって事業ができなくなってしまったということで、そのまま十数年放置されてしまっていたところに■■■■さんのほうがこういった車両置場の計画をされたということで今回の申請になっておりますので、当時の内容とは異なっております。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
以上です。  
よろしいですか。

10番 (春日 知也君)  
はい。いいです。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますでしょうか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第19号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

主査 (高坂 貴和君)  
議案第20号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)  
議案書10ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせてい

たきます。

まず公告年月日でございますが、令和5年4月28日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが4,857㎡、畑がゼロ、合計で4,857㎡でございます。

貸手が2、借手が2です。

(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、11ページ～12ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

地元推進委員の補足説明があればお願いいたします。――よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第20号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第20号「農用地利用集積計画の策定について（貸借）」は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第21号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により16番吉瀬久司委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔16番 吉瀬久司君 退場〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第21号「農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(高坂 貴和君)

それでは議案書13ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。



会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは 20 番と 21 番は削除してください。  
ほかにありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、削除分を除いて議案第 21 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
退席されている委員の着席を求めます。  
〔16 番 吉瀬久司君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 22 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)  
それでは議案書の 19 ページをお開きください。  
議案第 22 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。  
農用地利用集積計画の総括表を御覧ください。  
まず公告年月日は令和 5 年 4 月 28 日を予定しております。  
売買の面積につきましては、田んぼが 6,754 m<sup>2</sup>で、売手 2、買手 2 となっております。  
なお、こちらにつきましては今月 21 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので御報告いたします。  
次ページ、20 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。  
1 件目につきましては、長野県農業開発公社から ■■■ さんが買い受ける内容となっております。  
所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、それぞれ令和 5 年 5 月 15 日。  
対価につきましては 216 万 9,900 円。  
取得後の利用目的は、これまでと変わらず水稻栽培の予定となっております。  
売買の対象地につきましては、隣のページ、21 ページの左側の図となりま

す。

■■■■の東側に位置する農地となります。

20 ページにお戻りください。

2 件目につきましては、■■■さんから農業開発公社が買い受ける内容となっております。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、それぞれ令和 5 年 5 月 22 日。

対価につきましては 53 万 4,000 円。

取得後の利用目的は、これまでと変わらず水稻栽培の予定でございます。

売買の対象地につきましては隣の 21 ページ右側の図で御確認ください。

■■■■の北東に位置する農地でございます。

以上 2 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

今の 2 件につきまして地元推進委員の補足説明があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは農地あっせん審査会長の米山推進委員、お願いいたします。

25 番 (米山 茂寿君)

2 件とも特に問題等はありませんでした。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

10 番 (春日 知也君)

2 番の案件の対価は、この面積に対してちょっとアンバランスなようにも感じるので、本当にこの値段ですかということを確認させてください。

次 長 (山本 孝浩君)

確かに春日委員のおっしゃるとおり、東伊那の■■番地と比べると面積が大きいのにならぬに売買の価格は安くなっているということですが、この金額で間違いはありません。

それで、農業開発公社によりますと、公社で売買の対象とできる農地として固定資産の評価額の通知書というものがあるんですけども、その評価額を上回る額であれば公社のほうを通じて売買が可能ということですので、確かに平米の単価に直しますと 1 件目が 770 円くらい、2 件目につきましては

140 円くらいになってしまうんですけれども、いずれにしても公社からすると適正な単価であろうという判断でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

公社はそういう判断だとして、一応経緯を述べますと、私は担当地区の農業委員ということで、■■■さんから売りたいという申出があって、心当たりのある方にどうだねっていう話をして、1年くらいたちまして価格のほうでいろいろ決定しないと決まらないなと思っていましたら、■■■さんのほうからどうしてもということで、ある程度価格を売手側から設定してきて、何とか処理したいというのが思惑で価格を指定してきて、こんな形になって、こういう価格になったっていうことを御理解いただければありがたいです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 22 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 5 年第 4 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 20 分